

新旧対照表

浦安市精神障がい者入院医療費の助成に関する条例施行規則（平成10年規則第15号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(助成の申請)</p> <p>第3条 省 略</p> <p>2 前項の申請をする場合においては、次に掲げる書類を、当該各号に定めるところにより提示し、又は添付しなければならない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p><u>(2) 社会保険各法による被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であることを証する書類 提示</u></p> <p>(3)～(5) 省 略</p> <p>3・4 省 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和6年12月2日から施行する。</u></p>	<p>(助成の申請)</p> <p>第3条 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p><u>(2) 被保険者証又は組合員証 提示</u></p> <p>(3)～(5) 同 左</p> <p>3・4 同 左</p>

